



2021年12月22日

各 位

会 社 名 株式会社鴨川グランドホテル
代表者名 代表取締役社長 鈴木 健史
(JASDAQ・コード9695)
問合せ先 管理部長 向後 昌志
(TEL. 04-7094-5581)

(訂正)「MBOの実施及び意見表明に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2021年12月10日付で公表いたしました「MBOの実施及び意見表明に関するお知らせ」(以下「開示資料」といいます。)に関し、当社は、公開買付者である株式会社NSSK-Vから、2021年12月17日付で、第二回公開買付けの決済完了後速やかにスクイーズアウト手続を完了させるため、本両公開買付けによって、公開買付者が当社普通株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に備え、会社法第180条に基づく、当社普通株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会、並びに会社法第322条に基づく本株式併合を付議議案に含む種類株主総会の開催の要請を受けたため、当該内容を記載するため一部訂正を行うものとして、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、公開買付者からの当該要請を受け、2021年12月17日付の当社取締役会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会、並びに会社法第322条に基づく本株式併合を付議議案に含む種類株主総会の招集のための基準日の設定について決議しております。詳細は、当社が2021年12月17日付で公表いたしました「臨時株主総会及び種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正内容

開示資料 11 頁目

3. 本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由

①本両公開買付けの概要

[訂正前]

(前略)

V. 本株式併合 (2022年3月(予定))

公開買付者は、本両公開買付けによって、公開買付者が当社普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、第二回公開買付け成立後に、当社に対して本株式併合（下記「（４）本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）の手続の実行を要請し、当社の株主を公開買付者及び不応募株主のみとするための一連の手続を実施するとのことです。

（後略）

〔訂正後〕

（前略）

V. 本株式併合（2022年3月（予定））

公開買付者は、本両公開買付けによって、公開買付者が当社普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に備え、2021年12月17日付で、当社に対して本株式併合（下記「（４）本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）を含むスクイーズアウト手続の実行を要請。当社は、当該要請に従い、2022年3月（予定）を効力発生日として、本株式併合を実施。

（後略）

開示資料 30 頁目から 31 頁目

3. 本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（４）本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

〔訂正前〕

公開買付者は、上記「（２）本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにより当社普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することができなかった場合には、第二回公開買付けの成立後、当社に対し、以下の方法によるスクイーズアウト手続を行うよう要請することを予定しているとのことです。

具体的には、第二回公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第 180 条に基づく、当社普通株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及びに会社法第 322 条に基づく本株式併合を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であり、また、不応募株主から、本合意書において、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催し本株式併合を行うために必要となる一切の行為を行うことについて同意を得ているとのことです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会及び本種類株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社普通株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当社普通株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本両公開買付けに応募されなかった当社の各株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）に交付さ

れる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うよう当社に要請する予定であるとのことです。また、当社普通株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、当社に対して、公開買付者のみが当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本両公開買付けに応募されなかった当社の各株主(但し、公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定であるとのことです。当社は、本両公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

上記の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は、当社に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社普通株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

なお、上記申立てがなされた場合の当社普通株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、本株式併合を実施する場合には、不応募株主が所有する本優先株式は本株式併合の対象に含まれませんが、本優先株式の内容変更に関する定款変更を本臨時株主総会に付議することを当社に要請する予定であるとのことです。なお、かかる内容変更後の本優先株式には当社普通株式を対価とする取得請求権が付されますが、かかる内容変更の効力発生日の15年後以降のみ行使可能とされており、本優先株式が本株式併合後直ちに当社普通株式に転換されることは予定されていないとのことです。

上記の各手續については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本両公開買付けに応募されなかった当社の各株主(但し、公開買付者、不応募株主及び当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であるとのことです。

上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催する場合、2022年2月下旬を目処に開催する予定ですが、具体的な手續及びその実施時期等については、当社と公開買付者とで協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

(後略)

[訂正後]

公開買付者は、上記「(2) 本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにより当社普通株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することができなかった場合に備え、2021年12月17日、当社に対し、本両公開買付けの成立を条件として以下の方法によるスクイーズアウト手續を行うよう要請したとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法第180条に基づく、当社普通株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)、並びに会社法第322条に基づく本株式併合を付議議案に含む種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を、2022年2月下旬を目処に開催するよう当社に要請したとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であり、また、不応募株主から、本合意書において、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催し本株式併合を行うために必要となる一切

の行為を行うことについて同意を得ているとのことです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会及び本種類株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社普通株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する当社普通株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本両公開買付けに応募されなかった当社の各株主(但し、公開買付者及び当社を除きます。)に交付される金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うよう当社に要請する予定であるとのことです。また、当社普通株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、第一回公開買付けの結果が判明次第速やかに、当社に対して、公開買付者のみが当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本両公開買付けに応募されなかった当社の各株主(但し、公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定であるとのことです。当社は、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

上記の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は、当社に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取することを請求することができる旨及び裁判所に対して当社普通株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

なお、上記申立てがなされた場合の当社普通株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、本株式併合を実施する場合には、不応募株主が所有する本優先株式は本株式併合の対象に含まれませんが、本優先株式の内容変更に関する定款変更を本臨時株主総会に付議することを当社に要請する予定であるとのことです。なお、かかる内容変更後の本優先株式には当社普通株式を対価とする取得請求権が付されますが、かかる内容変更の効力発生日の15年後以降のみ行使可能とされており、本優先株式が本株式併合後直ちに当社普通株式に転換されることは予定されていないとのことです。

上記の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本両公開買付けに応募されなかった当社の各株主(但し、公開買付者、不応募株主及び当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であるとのことです。

当社は、公開買付者から、2021年12月17日、上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会を、2022年2月下旬を目処に開催するよう要請を受けましたが、具体的な手続及びその実施時期等については、当社と公開買付者とで協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

(後略)

以 上